

学校感染症による出席停止（学校保健安全法施行規則 第18条 第19条）

○第一種学校感染症（感染症法第一類及び二類感染症：治癒するまで出席停止）

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ

○第二種学校感染症（空気感染または飛沫感染し、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの）

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後（発熱等の症状が出た日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで（かさぶたになるまで）
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した（解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

○第三種学校感染症（学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの）

病名	出席停止期間
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症（O-157） 腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

○その他の感染症（飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性のあるもの。必要があれば学校医等の意見を聞き、第三種の感染症として扱う場合もある）

例：感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑（りんご病）、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、带状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎、疥癬 など

○出席停止の必要はないが、家庭から連絡していただきたいもの。登校しながらの治療が可能。

例：アタマジラミ症、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）、疥癬、皮膚真菌症